

周南市外国語指導助手派遣業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務の目的

周南市立小・中学校へ外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣・配置することにより、外国語（英語）教育、国際理解教育をさらに推進していく体制を整備することとし、質の高い安定したプログラムを提供できる事業者による業務履行により、外国語（英語）教育の充実及び外国語能力の向上を目指すことを目的とする。

(3) 業務内容 「仕様書」のとおり

「周南市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市立小・中学校

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、平成30・31年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）その他の（小分類）人材派遣サービスに登録されていること。かつ、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）その他の（小分類）人材派遣サービスの登録

申請をしていること。

- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出時点において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (6) 参加表明書の提出時点において、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (7) 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有すること。

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市教育委員会学校教育課(担当 山本・吉村)
電話 (0834) 22-8543
FAX (0834) 21-2161
E-mail ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp
- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法
周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>
- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書
 - ア 質問方法
質問票(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。
 - イ 受付期間
令和2年1月22日(水)午前9時から令和2年1月27日(月)午後5時までとする。(ただし、受信確認は、午前9時から午後5時までとする。)
※受付は、土日祝日を除きます。
 - ウ 提出先及び受信確認先
(1)に示す場所とする。

- エ 回答方法
令和2年1月29日(水)12時以降に周南市公式ホームページに掲載する。
- (4) 参加表明書の提出
 - ア 提出方法
郵送又は持参
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
 - イ 提出期限
令和2年1月30日(木)午後5時までとする。必着
 - ウ 提出場所
(1)に同じ。
 - エ 参加資格確認結果
参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。
- (5) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期間
令和2年1月31日(金)から令和2年2月12日(水)までとする。(受付時間帯は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)
 - イ 提出場所
(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
郵送又は持参(いずれの方法においても提出期限内必着のこと)
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。
- エ 提出部数
11部(正本1部、副本10部)

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、周南市が設置する「周南市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

- (1) プレゼンテーション・ヒアリング審査
日程 令和2年2月18日(火)(予定)

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。